

## 「地域おこし協力隊を活用した交流プログラム提供事業（加賀地区）」業務仕様書

### 1 目的

石川県が委嘱する地域おこし協力隊員を雇用し、受託者が有する知見や人的ネットワーク等の資源を動員して、地域住民との交流プログラムの提供等の隊員業務をマネジメントすることを通じて、本県への移住促進、関係人口の創出・拡大を図る。

### 2 委託業務期間

契約日から令和6年3月31日まで

### 3 委託予定金額

3,600千円（消費税及び地方消費税を含む）

### 4 委託業務の内容

#### (1) 地域おこし協力隊の募集

- ① いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）と連携の上、加賀地域（かほく市以南）において、移住希望者等を、ニーズを踏まえて地域に繋ぎ、地域との関係性構築を支援する業務を担う地域おこし協力隊を募集する。
- ② 募集に当たっては、地域おこし協力隊の募集内容のほか、実行委員会で実施している移住及び関係人口に係る取り組みもあわせて広報する。
- ③ 選考に当たっては、一次選考及び二次選考を行い、一次選考は書類選考、二次選考は個別面接により、応募者の適格や活動遂行能力等を判断する。
- ④ 募集に際して、応募者に交通費、宿泊費等の金銭を給付してはならない。
- ⑤ 書類・面接により選考され、石川県より委嘱された地域おこし協力隊を、受託者の職員又は社員として雇用する。

#### (2) 地域おこし協力隊の活動に係る活動管理・支援、報告

- ① 地域おこし協力隊が行う以下の取り組みについて、活動を管理し、支援等を行う。
  - ア 交流プログラムの造成  
市町担当者や移住者、地域住民等の関係者と調整しながら、移住希望者等が地域の方と交流できるプログラムを造成する
  - イ 現地案内の実施  
移住希望者等のニーズを踏まえて、暮らし・仕事の体験や交流プログラムを組み込んだ現地体験行程をコーディネートし、現地案内を実施する
  - ウ 情報発信  
SNS等を活用して、交流プログラム等の情報発信を実施する
  - エ 移住セミナー等への参加  
実行委員会が主催又は参加する移住セミナー等に参加し、情報発信や相談対応を

実施する

- ② 活動を行うに当たり、実行委員会と相談の上、取り組みに対する目標設定を行い、目標達成に向けたロードマップを作成するとともに、達成への進捗確認を定期的に行うなど、適切なマネジメントを行う。
  - ③ 実行委員会の求めに応じて、事業の進捗状況を報告するとともに、必要に応じて、協議するものとする。
  - ④ 地域おこし協力隊員に活動に係る日報及び月報を作成させ、実行委員会に提出させるものとする。
- (3) 地域おこし協力隊員の人材育成・研修
- ① 地域おこし協力隊員が、円滑かつ効果的に活動を遂行できるよう、総務省や石川県などが実施する地域おこし協力隊員向けのセミナーに参加させるなど、研修機会を充実させる。
  - ② 受託者が有するノウハウや知見等を提供しながら、OJTにより、実務を通して活動に要する知識や能力を習得させ、人材育成を図る。
- (4) 地域おこし協力隊員の報償費等の支給
- 地域おこし協力隊員に対し、必要に応じて活動に要する経費（報償費等）を支給する。
- (5) 各種連携
- ア 活動を行うに当たり、実行委員会が実施する移住施策や関係人口施策と連携し、事業の相乗効果を図る。
  - イ 市町やいしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）など関係団体と連携し、現地コーディネートの質や交流プログラムの充実を図る。
- (6) その他に本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、実行委員会と協議の上、実施する。

## 5 地域おこし協力隊の待遇・報償費等

- (1) 地域おこし協力隊の委嘱期間は、委嘱日から令和6年3月31日とする。ただし、所定の審査を受け、最長3年まで延長可能とする。
- (2) 原則として、1月当たりの活動日数は18日（1日8時間）とする。
- (3) 活動経費については、以下の経費を対象とする。なお、対象経費に該当するか疑義が生じる場合は、実行委員会に相談すること。
  - ① 報償費（期末手当等の各種手当を含む）
  - ② 社会保険（厚生年金、健康保険、雇用保険等）
  - ③ 住居費（地域おこし協力隊員が居住する住居に係る経費に限る）
  - ④ 車両に係る経費（車両借り上げ代、燃料代等）
  - ⑤ 旅費（活動に係る移動、出張等）
  - ⑥ 消耗品費（ただし、高額の物品を購入する場合は、実行委員会と協議する）
  - ⑦ 使用料（パソコン・タブレット借り上げ料、活動に係るリース料等）

- ⑧ 関係者間の調整や意見交換会、活動報告会等に係る経費
  - ⑨ 研修に係る経費（セミナーや研修会への参加費、外部アドバイザーの招聘費等）
  - ⑩ その他、地域おこし協力隊の活動に必要な経費
- (4) 報償費の額は、別途実行委員会と協議の上、決定する。

## 5 成果品の提出

成果物は次のとおりとする。

- (1) 実績報告書  
本事業の実施内容を記載した実績報告書を2部作成し、A4サイズで提出すること。
- (2) 電子データ  
実績報告書データについては、併せてDVD等の電子媒体により提出すること。
- (3) 提出期限  
成果物の提出は令和6年3月31日を期限とする。

## 6 支払い方法

原則として、実績報告書提出後に支払うこととする。ただし、実行委員会に協議し同意を得た場合、事業を執行した額を限度として、委託料の前金払を請求することができるものとする。

## 7 情報のセキュリティの確保

- (1) 情報セキュリティポリシーの遵守  
受託者が業務を行う場合にあっては、別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (2) 個人情報の保護  
受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 守秘義務  
受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 8 著作権等

- (1) 著作(財産)権の所有  
成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、製作途中に政策案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又石川県の移住・交流居住に関する広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができ

るものとする。

(2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

① 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

② 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 権利関係に係る留意事項

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

## 9 その他

(1) 暴力団等の排除のため、受託者が以下のいずれかに該当する場合は、委託を行わない。

委託後に判明した場合は、委託を解除できるものとする。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、実行委員会はその責を負わないものとする。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 業務の実施にあたっては、実行委員会や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。

(3) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合については、実行委員会と協議の上、決定するものとする。

(4) 業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面による実行委員会の同意を得なければならない。

(5) 地方での交流・体験又は移住に関心のない者に対し、金銭等を支給しての集客は行ってはならない。